

平成 29 年度第 1 回防府市障害者保健福祉推進協議会 会議録要旨

日 時：平成 29 年 8 月 24 日 午後 2 時から午後 3 時 30 分
場 所：防府市役所 4 号館 3 階 第 1 会議室

事前配付資料の確認

次第「1 挨拶」、「2 委員、事務局の紹介」は記載省略

3. 議事

3-(1) 障害者差別解消法に関する本市の取組状況報告について

事務局説明

- 平成 28 年度の主な取組状況について
 - 障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害福祉課に設置(4 月)
 - 新規採用職員に対する研修の実施(4 月)
 - 小中学校の事務職員に対する研修の実施(9 月)
 - 管理職職員に対する研修の実施(10 月)
 - 市民や市内事業者等への理解促進、啓発活動の実施
- 窓口等での差別に関する相談、苦情について
 - 平成 28 年度は事例なし
- 平成 29 年度の取組予定について
 - 市職員を対象とした窓口等対応マニュアルの改訂
 - 管理職職員及び新規採用職員に対する研修の実施(10 月頃)
 - 全庁調査により、庁内における合理的配慮の取組事例等の把握
 - 市広報への掲載を中心に、法の趣旨や合理的配慮の提供の必要性、相談窓口の設置等の周知

3-(1)-①質疑応答

A 委員

窓口での差別に関する苦情や相談等は、事例なしとのことだが、理解、啓発が進んでいないのではないかと。

また、他市についても、事例はないかと。

事務局

相談窓口の設置については、今後も積極的に周知する。

他市の状況は、今回資料を用意しておらず、不明である。次回協議会で説明できれば行う。

B委員

各障害者団体は、障害者差別解消法に関してどのように周知しているのか。

A委員

差別解消法が施行されたという程度の話しかなかった団体もあれば、私が内容を説明した団体もある。今後、差別解消法に限らず、施策について、市の担当者が説明する機会があると良いと思う。

3-(2) 第四次防府市障害者福祉長期計画（中間年度見直し）に関する平成 28 年度実施状況報告について

事務局説明

新規項目を中心に説明。

○ 基本方向 1「地域生活の支援」

- 「地域での相談支援体制の充実や相談支援ネットワークの構築」について
 - ・ 保健、医療機関、支援事業所等との連携体制は整っている。
 - ・ 子育て分野や高齢者分野の支援機関との連携体制の整備・強化を図る必要がある。
 - ・ 相談件数の増加等により、相談支援体制の充実が求められている。
- 「日中活動の場や介護者支援の充実、サービス提供体制の確保」について
 - ・ 障害福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、新規参入事業者の相談件数も増加している。
 - ・ 利用見込みを適正に把握し、事業者への情報提供を行うことで、不足しているサービスを提供する事業所の増加を図る。
- 「母子保健事業の推進」について
 - ・ 平成 29 年 10 月に「防府市子育て世代包括支援センター」を開設し、妊産婦・乳幼児への継続的な相談支援等を行う体制づくりを図る。

○ 基本方向 2「障害者にやさしい環境づくりの推進」

- 「建築物等や移動・交通のバリアフリー化の推進」について
 - ・ 各公共施設の建設や改修等の際に、バリアフリー化を実施している。
 - ・ 誰でもトイレが利用できる等の機能を有する施設・店舗等を「防府市幸せますステーション」として認定する制度を創設した。
 - ・ 市管理の道路について、電線類の地中化等を進めており、歩行者空間の確保を図っ

ている。

- 「あいサポート運動の周知」について
 - ・ 市広報等により、制度の周知と啓発を行った。
 - ・ 市職員向けに研修を実施した。
- 「虐待防止への取組の充実・強化」について
 - ・ 虐待防止マニュアルに沿って、調査、認定等を行った。
- 「障害者差別に関する相談・苦情への対応」について
 - ・ 障害者差別に関する相談・苦情の窓口の周知に取り組む。
- 「自発的な取組への支援」について
 - ・ 「自発的活動支援事業」を実施した。
- 「災害時の支援体制等の整備」について
 - ・ 新たな指定により、福祉避難所が 10 箇所となった。
- 基本方向 3 「社会参加の促進と生活能力向上の支援」
 - 「就学前教育・療育の充実」について
 - ・ 子どもの発達に関する保護者からの相談を受け付け、支援機関の紹介や支援機関と、連携した支援を実施した。
 - ・ 平成 29 年 4 月から「防府市なかよし園」が「児童発達支援センター」に移行した。
 - 「義務教育段階の教育の充実」について
 - ・ 市内の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、個別の教育支援計画や指導計画をほぼ作成し、日々の指導に活用した。
 - 「施設のバリアフリー化の促進」について
 - ・ 新たに建設した向島公民館に、多目的トイレ等を設置した。
 - ・ 市内小中学校で、バリアフリー化に順次取り組んでいる。
 - 「進路相談・支援体制の充実」について
 - ・ 本人や保護者の意見を踏まえ、各機関と連携した支援を行った。
 - 「障害者就労ワークステーションによる市の就労支援」について
 - ・ これまで 2 名が一般就労しているが、より効果的な就労支援体制の構築を図っていく。
 - 「意思疎通支援の充実」について
 - ・ 手話通訳者や要約筆記者の養成講座について、受講者が増加するよう取り組んでいく。
- 事前意見票にあった意見についての説明
 - 資料 2-③に、「防府市障害福祉計画（第 5 期計画）」の平成 29 年度の施策を追記してほしい。
事務局回答 今後の資料作成について検討する。
 - 資料 2-③の No. 2 に「相談員の高齢化」とあるが、資料 4-② P29 「相談支援専門員の

スキルアップ」には、相談支援専門員の高齢化対策も含まれるか。

事務局回答 高齢化対策は含まれない。また No.2 は、身体・知的障害者専門員の高齢化についての記載である。

3-(2)-① 質疑応答

B委員

事前意見票での意見は、資料 2-③に「第 5 期計画」の平成 29 年度の施策を追記すると、わかりやすいということか。

事務局

資料 2-③の「施策の達成度」や、「今後の対応（施策等）」と、第 5 期計画での施策が結びつくと、長期計画の項目のうち特に達成度が C, D となっている項目について対応する取組が、より分かりやすくなるという意見であった。

C委員

資料 2-③の No.12 「地域生活の支援」について、現状不足しているサービスはどのようなものか。

事務局

事業所にアンケート調査を依頼し、把握したいと思っている。

C委員

入所施設やグループホームなど、障害者が生活する場が不足していると感じている。「新規参入の促進」というのは具体的には何を行うのか。

事務局

ニーズにあった提供ができていないということを、第 5 期計画に示したいと思っている。

また、新規参入等の事業所からの事前相談があれば、不足しているサービスを中心に積極的に情報提供していきたい。

A委員

資料 2-③の No. 51 「福祉施策における住居の確保支援」について、居住サポート事業を実施していないということで、数年前から施策の達成度が「D」となっているが、状況はどうか。

事務局

居住サポート事業は実施できていない。国・県の居住支援の取組と連動しながら対策を検討したい。また、居住支援に関する第5期計画での記載についても検討したい。

3-(3) 防府市障害福祉計画（第4期計画）に関する平成28年度実施状況報告について

事務局説明

前年度と比較し、実績が大きく変動しているサービス等を中心に説明。

- 「居宅介護・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」
→ 介護保険サービスに移行した人がいたため、1,456時間減少している。
- 「自立訓練（生活訓練）」
→ 利用者数が増えたことに加え、標準利用期間を超えて利用している人の月の利用日数が増えているため、1,460時間増加している。
- 「児童発達支援」
→ 利用者数が13人増加したため、利用実績が723時間増加している。
- 「放課後等デイサービス」
→ 利用者数が24人増加したため、利用実績が2,199時間増加している。
- 「意思疎通支援事業」
→ 差別解消法の施行により、合理的配慮の観点から、手話通訳者派遣事業の利用者数が25人増加している。
- 「日常生活用具給付等事業」
→ 利用者数に大きな変動はないが、対象用具の追加や基準額の増額等の要望もあり、見直しを行う必要がある。
- 「日中一時支援事業」
→ 利用者数は35人減少しているが、一人あたりの利用回数は約29回から約35回に増加している。また、登録事業所の申請や問合せも増加している。

3-(3)-① 質疑応答

特になし

3-(4) 防府市障害福祉計画（第5期計画）及び防府市障害児福祉計画（第1期計画）の素案について

事務局説明

- 基本指針について

→ 都道府県、市町村は国から示された基本指針に即して、両計画を策定する。

○ 素案について

→ 全体の構成について

→ 防府市障害福祉計画（第5期計画）について

第4期計画との比較により説明。

- ・ P10、「1基本目標」について、「自立し、安心して」を「共生し安心して」に変更した。
 - ・ P11、「2計画推進の基本的方向」に、「(4)地域共生社会の実現に向けた取組」を追加した。
 - ・ P20、「1障害者の現状」に、「(5)発達障害者の状況」及び「(6)高次脳機能障害者の状況」を追加した。
 - ・ P21、「2法改正等に伴う関連施策」に、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の施行、成年後見制度利用促進法の改正に関わる施策を追加した。
 - ・ P23、「3障害福祉サービス施設」に、事業所をサービスの種類ごとに、定員とともに記載した。
 - ・ P26、第4期計画で重点取組としていた、「障害児支援体制の充実」については、第3章「障害児福祉計画」で取り組む。
 - ・ P29、「5成果目標の設定」については、県との調整のもと具体的な目標値を設定する。
 - ・ P35、平成30年4月から新たな障害福祉サービスとして開始する「自立生活援助」及び「就労定着支援」を追加した。
 - ・ P36、(参考2)「地域生活支援事業(市町村)の概要について」に、国の要綱改正を踏まえ、「障害支援区分認定等事務」を削除した。また、P37、「障害支援区分認定者の推移」を追加した。
 - ・ P39、見込みについては記載していない。今後、実施する事業所へのアンケート調査を踏まえて見込む。
 - ・ P43、「就労定着支援」、P44、「自立生活援助」を追加した。P52、「⑦音声市広報発行事業」、P53、「⑩協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業」を追加、また「自動車運転免許取得・改造助成事業」及び「障害支援区分認定等事務」を削除した。
- 防府市障害児福祉計画（第1期計画）について
- ・ P56、「2計画推進の基本的方向」として、「(1)障害児通所支援等の充実」、「(2)早期療育による健やかな育成」、「(3)障害児支援体制の充実」を設定した。
 - ・ P65、「1障害児の現状」に、「(8)小児慢性特定疾病患者の状況」を記載、「2法改正等に伴う関連施策」に発達障害者支援法の改正に関わる施策として「(1)児童発達支援センターの設置」を記載した。

- ・ P66、「3 障害福祉サービス施設」に、サービスの種類ごとに、事業所と定員を記載した。
- ・ P68、第3節「重点的な取組」として、「1 障害福祉サービス提供基盤の整備」と「2 地域における障害児支援体制の構築」を記載した。
- ・ P72、見込みについては、障害福祉計画（第5期計画）と同様とする。
- ・ P76、障害児に関わりのある地域生活支援事業について記載した。

○ 事前意見票にあった意見についての説明

- P6、第4節「計画の策定体制」について、「防府市地域総合支援協議会」、「防府市障害者保健福祉推進協議会」について、それぞれの役割と関係性が伝わる表現がよいのでは。

事務局回答 両計画の策定について、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、『「防府市地域総合支援協議会」の意見を聴くよう努めなければならない』、『「防府市障害者保健福祉推進協議会」の意見を聴かなければならない』とされている。

また、所掌事務についても、『「防府市地域総合支援協議会」は市町村障害福祉計画等の進捗管理に関すること』、『「障害者保健福祉推進協議会」は、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に関すること』としている。

- P7、「2 防府市障害者保健福祉推進協議会の協議事項」の③、「障害者に関する施策の推進」の記載について、「障害者」ではなく「障害児（者）」ではないか。

事務局回答 「障害者保健福祉推進協議会」は、障害者基本法の規定に基づき設置しており、同法第2条の定義において、年齢による「障害者」と「障害児」による区分がされていないことから、「障害者」と記載している。

- パブリックコメントの公表の範囲を教えてください。

事務局回答 市広報や市ホームページへの掲載、各出張所・公民館などへの資料の備え置き、報道関係者への情報提供などを行い、広く市民等に公表している。

- P28、「4 相談支援体制の充実」について、現在、相談支援事業を3箇所の相談支援事業所に委託しているが、市内すべての事業所に委託すれば、相談支援専門員の不足解消、負担軽減を図れるのではないか。

事務局回答 相談支援専門員の不足は6事業所すべてに関わることであり、委託事業所の増加によって解消できるものではない。

- P46、「①理解促進研修・啓発事業」の実績及び見込量について、「実施の有無」としているが、評価しやすい数値指標が良いのではないか。

事務局回答 厚生労働省からの通知にある記載例のとおり記載している。

○ 策定スケジュールについて

- 計画（案）を作成（9月中旬）
- 市議会での説明
- パブリックコメントを実施（11月～12月頃）
- 防府市地域総合支援協議会、防府市障害者保健福祉推進協議会で報告
- 策定（平成30年2月）

3-(4)-① 質疑応答

D委員

P66の「子ども発達支援てだのふあ」の住所が誤りではないか。

事務局

修正します。

B委員

3-(2)-①でC委員から質問のあった、不足する障害福祉サービスについてはどうか。

事務局

P39、「2 障害福祉サービス等の量の見込」に定員を掲載することで、不足しているサービスが明確にわかるようにする予定である。また、その対応策も追加で記載する。

B委員

3-(2)-①でA委員から質問のあった、住居の確保支援についてはどうか。

事務局

検討し、次回協議会で説明したい。

E委員

「防府市地域総合支援協議会」と「防府市障害者保健福祉推進協議会」の役割と関係性がわからない。

事務局

再度記載について検討する。

3-(5) その他

次回会議の予定について、説明

以上により議事終了。